一二九　厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件　三一　68　一九三

一三〇　厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件　三一　68　一九三

一三一　厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件　三一　68　一九四

一三二　厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件　三一　68　一九四

一三三　職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件　三一　68　一九四

一三四　健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　三一　68　一九四

一三五　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十二年度の単位掛金額を定める件　三一　68　一九四

一三六　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件　三一　68　一九五

一三七　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件　三一　68　一九五

一三八　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件　三一　68　一九五

一三九　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示　三一　68　一九七

一四〇　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件　三一　68　一九七

一四一―一四三　生活保護法による保護の基準の一部を改正する件　三一　特9　七二

一四四　指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件　三一　特9　七二

○厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件　三〇　66　三一

○厚生労働省、経済産業省、環境省

二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第四項の規定に基づき化学物質を第一種監視化学物質として指定した件　一九　57　七

三　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を第二種監視化学物質として指定した件　一九　57　七

四　トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第五条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針　三一　68　二〇〇

五　クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針　三一　68　二〇一

六　トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針　三一　68　二〇二

七　トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針　三一　68　二〇四

八　トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項　三一　68　二〇五

九　トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項　三一　68　二〇六

一〇　トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項　三一　68　二〇六